

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則をここに公布する。

○高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則

(平成19年6月25日規則第78号)

改正 平成20年3月25日規則第24号 平成20年10月31日規則第90号

平成22年10月22日規則第74号 平成25年12月27日規則第59号

平成27年12月28日規則第88号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(平成19年高知県条例第7号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定特定診療科目に係る知事が指定する特定診療科目)

第2条 条例第2条第1号イに規定する指定特定診療科目(第20条第1項において「指定特定診療科目」という。)のうち、知事が指定する特定診療科目は、小児科、麻酔科及び脳神経外科とする。

追加 [平成20年規則24号]、一部改正 [平成27年規則88号]

(特定科目後期臨床研修に係る特定診療科目)

第3条 条例第2条第3号の知事が指定する特定診療科目は、小児科、麻酔科、脳神経外科及び家庭医療学を専修する科とする。

一部改正 [平成20年規則24号]

(特定科目後期臨床研修に係る要件)

第4条 条例第2条第3号に規定する特定科目後期臨床研修(以下「特定科目後期臨床研修」という。)は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 研修期間が3年以上であること。
- (2) 研修期間のうち5分の3以上の期間が県内指定医療機関(条例第2条第4号に規定する県内指定医療機関をいう。以下同じ。)において行われるものであること。

一部改正 [平成20年規則24号]

一部改正 [平成20年規則24号]

一部改正 [平成20年規則24号]

(県内指定医療機関)

第5条 条例第2条第4号の知事が別に定める医療機関は、別表に定める区域にある医療機関(同条第3号に規定する医療機関をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる医療機関とする。

- (1) 公立(公立に準ずると認められる場合を含む。)の医療機関
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項から第3項までの規定による知事の許可を受けた病床数(以下この号において「許可病床数」という。)が100床以上であって、かつ、同条第2項第5号に規定する一般病床の病床数が当該許可病床数の60パーセント以上である医療機関

一部改正〔平成27年規則88号〕

(3) 前2号に掲げる医療機関のほか、知事が指定する医療機関

一部改正〔平成25年規則59号・27年88号〕

2 条例第2条第4号の知事が別に定める特定診療科目を有する医療機関は、分べんを取り扱う産科又は産婦人科を有する医療機関のうち、別表に定める区域にある医療機関とする。

追加〔平成25年規則59号〕、一部改正〔平成27年規則88号〕

一部改正〔平成25年規則59号・27年88号〕

(特定科目県内医療機関に係る特定診療科目)

第5条の2 条例第2条第5号の知事が別に定める特定診療科目は、分べんを取り扱う産科又は産婦人科とする。

追加〔平成25年規則59号〕、一部改正〔平成27年規則88号〕

(特別指定県内医療機関に係る県内の医療機関等)

第5条の3 条例第2条第6号の専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内の医療機関又は医療機関の特定診療科は、一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに参加する県内の医療機関若しくは医療機関の特定診療科又は公益社団法人日本医師会に置かれた日本医学会分科会に登録されている学会が専門医の育成のための研修施設として認定した県内の医療機関若しくは医療機関の特定診療科とする。

追加〔平成27年規則88号〕

(県内指定支援医療機関)

第6条 条例第2条第7号の知事が別に定める県内の医療機関(以下「県内指定支援医療機関」という。)は、次に掲げる医療機関とする。

(1) 国立大学法人高知大学医学部附属病院

(2) 前号に掲げる医療機関のほか、知事が指定する医療機関

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

(貸付金の貸与の申請)

第7条 条例第3条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき医師養成奨学貸付金(条例第2条第1号に規定する医師養成奨学貸付金をいう。以下同じ。)、初期臨床研修特別貸付金(条例第2条第2号に規定する初期臨床研修特別貸付金をいう。以下同じ。)又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金(条例第2条第3号に規定する特定科目後期臨床研修奨励貸付金をいう。以下同じ。)の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、医師養成奨学貸付金にあつては別記第1号様式による医師養成奨学貸付金貸与申請書に、初期臨床研修特別貸付金にあつては別記第2号様式による初期臨床研修特別貸付金貸与申請書に、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては別記第3号様式による特定科目後期臨床研修奨励貸付金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、医師養成奨学貸付金に係る申請者が未成年であるときは、当該医師養成奨学

貸付金貸与申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

(1) 身上調書(別記第4号様式)

一部改正〔平成20年規則24号〕

(2) 戸籍抄本

(3) 誓約書(別記第5号様式)

一部改正〔平成20年規則24号〕

(4) 医師養成奨学貸付金にあつては大学の在学証明書、初期臨床研修特別貸付金にあつては初期臨床研修(条例第1条に規定する初期臨床研修をいう。以下同じ。)の期間、研修内容等を証明する書類、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては特定科目後期臨床研修の期間、研修内容等を証明する書類

一部改正〔平成20年規則24号〕

(5) 医師養成奨学貸付金にあつては大学又は学部の長の推薦書、初期臨床研修特別貸付金にあつては初期臨床研修を受ける県内の管理型臨床研修病院の長の推薦書、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては特定科目後期臨床研修を受ける県内指定支援医療機関の長の推薦書

一部改正〔平成20年規則24号〕

(6) 医師養成奨学貸付金にあつては、申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書

一部改正〔平成20年規則90号〕

(7) 初期臨床研修特別貸付金及び特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては、医師免許証の写し

一部改正〔平成20年規則24号〕

(8) 初期臨床研修特別貸付金及び特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては、給与支払額等証明書

一部改正〔平成20年規則24号〕

(9) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

一部改正〔平成20年規則24号・90号〕

2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の医師養成奨学貸付金貸与申請書、初期臨床研修特別貸付金貸与申請書又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金貸与申請書に署名させなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

3 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

一部改正〔平成20年規則24号・90号〕

(貸付金の貸与の決定等の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による医師養成奨学貸付金貸与申請書、初期臨床研修特別貸付金貸与申請書又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金貸与申請書を受理したときは、医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金(以下「貸付金」という。)を貸与するかどうかを決定し、貸付金を貸与する者にあつては別記第6号様式による貸付金貸与決定通知書により、貸付金を貸与しない者にあつては別記第7号様式による貸付金貸与不承認決定通知書により、当該申請者及び大学若しくは学部の長、初期臨床研修を受ける県内の管理型臨床研修病院の長又は特定科目後期臨床研修を受ける県内指定支援医療機関の長にその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(貸付金の貸与の時期)

第9条 貸付金の貸与は、年2回とし、5月(新たに貸付金を貸与する年にあつては、6月)及び10月に貸与するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第8条第1項に規定する借受者(以下「借受者」という。)は、4月30日(新たに貸付金を貸与される年にあつては、知事が別に定める日)及び9月30日までに別記第8号様式による請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

一部改正〔平成20年規則24号〕

(連帯保証人の変更)

第10条 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不相当であると認めて変更を命じたときは、直ちに別記第9号様式による連帯保証人異動報告書に、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあつては別記第10号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては別記第10号様式による保証書を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が未成年であるときは、当該連帯保証人異動報告書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号・90号・25年59号〕

(成績証明書等の提出)

第11条 借受者は、貸付金の貸与を受けている間、次に掲げる書類を毎年4月30日までに知事に提出しなければならない。

(1) 医師養成奨学貸付金にあつては、次に掲げる書類

ア 大学の前学年度の学業成績を証明する書類

イ 第7条第1項第3号から第5号まで及び第9号に掲げる書類

(2) 初期臨床研修特別貸付金にあつては、次に掲げる書類

ア 初期臨床研修報告書(別記第11号様式)

イ 第7条第1項第3号、第5号、第8号及び第9号に掲げる書類

追加〔平成20年規則24号〕

(3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては、次に掲げる書類

ア 特定科目後期臨床研修報告書(別記第12号様式)

一部改正〔平成20年規則24号〕

イ 第7条第1項第3号、第5号、第8号及び第9号に掲げる書類

一部改正〔平成20年規則24号〕

一部改正〔平成20年規則24号〕

(借受者の届出義務)

第12条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 借受者又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 在学する大学の専攻課程、初期臨床研修の研修課程又は特定科目後期臨床研修の研修課程を他に転じたとき。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(3) 大学を休学し、若しくは長期にわたって欠席しようとするとき又は長期にわたって初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修を中断しようとするとき。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(4) 前3号に掲げるもののほか、借受者の身上に異動を生じたとき。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(貸付金の貸与の一時停止の通知)

第13条 知事は、条例第5条の規定に基づき貸付金の貸与を一時停止するときは、別記第13号様式による貸付金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(貸付金の貸与の再開の手續)

第14条 条例第6条の規定に基づく貸付金の貸与の再開を申請しようとする借受者は、別記第14号様式による貸付金再開申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

2 知事は、前項の規定による貸付金再開申請書を受理した場合において、貸付金の貸与を再開することを決定したときは、別記第15号様式による貸付金再開決定通知書により、当該借受者に通知するものとする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

一部改正〔平成20年規則24号〕

(貸付金の貸与の辞退)

第15条 借受者は、貸付金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、別記第16号様

式による貸付金辞退届を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(貸付金の貸与の取消しの通知)

第16条 知事は、条例第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消すときは、別記第17号様式による貸付金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(貸付金の分割償還の承認手続)

第17条 条例第8条第2項の規定に基づき貸付金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸与を受けた貸付金を直ちに償還することが困難なときその他貸付金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。

2 条例第8条第2項の規定に基づく貸付金の分割による償還を申請しようとする借受者は、別記第18号様式による貸付金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

3 知事は、前項の規定による貸付金分割償還承認申請書を受理した場合において、貸付金を分割して償還させることを承認したときは、別記第19号様式による貸付金分割償還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

4 貸付金の分割償還は、貸付金を分割して償還することを承認された期間内において、月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

(利息の利率)

第18条 条例第8条第3項の知事が定める割合は、年10.0パーセントとする。ただし、貸付金の貸与を取り消され、又は貸付金の償還の猶予がされず、若しくは終了した事情を勘案して、知事がやむを得ないと認めたときは、年3.0パーセントとする。

削除〔平成22年規則74号〕、全部改正〔平成25年規則59号〕

(貸付金の償還の猶予の承認手続)

第19条 条例第9条第1項又は第2項の規定に基づく貸付金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第20号様式による貸付金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号・22年74号〕

2 知事は、前項の規定による貸付金償還猶予承認申請書を受理した場合において、貸付金の償還の猶予を承認したときは、別記第21号様式による貸付金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

一部改正〔平成20年規則24号・22年74号・25年59号・27年88号〕

(貸付金の償還の免除の承認手続)

第20条 条例第10条第1項の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関(条例第2条第5号に規定する特定科目県内医療機関をいう。以下同じ。)、特別指定県内医療機関(同条第6号に規定する特別指定県内医療機関をいう。以下同じ。)又は県内指定支援医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間及び医師の業務に従事した期間、県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間並びに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間は、それぞれの月数によるものとし、月の途中に当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあってはこれを1月とし、15日以下のときにあってはこれを切り捨てるものとする。ただし、1.5倍に相当する期間及び2分の1に相当する期間の算定にあっては、当該期間に1月未満の端数を生じたときは、当該端数を1月に切り上げる。

一部改正〔平成25年規則59号・27年88号〕

2 条例第10条第1項の規定による貸付金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第22号様式による貸付金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

3 条例第10条第2項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除は、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあつては同条第1項第1号アからエまでに掲げる期間のいずれかが、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者にあつては同項第2号アからオまでに掲げる期間のいずれかが、特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては同項第3号アからウまでに掲げる期間のいずれかが当該借受者に貸付金を貸与した期間(貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。次項において同じ。)に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項本文の規定を準用する。

一部改正〔平成20年規則24号〕

4 前項の場合において、貸付金の一部の償還を免除する額は、同項の貸付金の一部の償還の免除の要件となった条例第10条第1項第1号アからエまで、同項第2号アからオまで又は同項第3号アからウまでに掲げるいずれかの期間を当該借受者に貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸与した貸付金の額を乗じて得た額とする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

5 第3項に規定する場合のほか、知事が貸付金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、貸付金の一部の償還を免除することができる。

6 条例第10条第2項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第23号様式による貸付金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

7 条例第10条第3項の規定に基づく貸付金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする

る者は、別記第24号様式による貸付金償還(一部)免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則24号〕

- 8 知事は、第2項の規定による貸付金償還免除承認申請書、第6項の規定による貸付金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による貸付金償還(一部)免除承認申請書を受理した場合において、貸付金の償還の免除を承認したときは、別記第25号様式による貸付金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。

一部改正〔平成20年規則24号〕

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

(就業状況等の届出)

第21条 借受者は、県内の医療機関において初期臨床研修を受ける(医師法(昭和23年法律第201号)第6条第1項の規定による医師免許の申請手続中に当該医療機関において初期臨床研修を受ける場合を含む。以下この条において同じ。)とき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修(初期臨床研修を修了した後に行われる臨床研修をいう。以下この条において同じ。)を受けるときは、別記第26号様式による臨床研修受講届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。初期臨床研修を受ける県内の医療機関又は後期臨床研修を受ける県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

- 2 借受者は、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事するときは、別記第27号様式による医師業務従事届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。医師の業務に従事する県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

- 3 借受者は、貸付金(条例第8条第3項の規定により付される利息を含む。)の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに知事に届け出なければならない。この場合において、第1号又は第3号に係る届出にあつては別記第28号様式による臨床研修中止届に、第2号又は第4号に係る届出にあつては別記第29号様式による医師業務退職等届によるものとする。

- (1) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に特定科目後期臨床研修を受けることをやめたとき。
- (2) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。



一部改正〔平成25年規則59号・27年88号〕

- (3) 県内の医療機関において初期臨床研修を受けることをやめたとき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修を受けることをやめたとき。

一部改正〔平成25年規則59号・27年88号〕

- (4) 退職その他の理由により県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

一部改正〔平成20年規則24号・25年59号・27年88号〕

(延滞金)

第22条 条例第11条第1項の規定により延滞金を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第11条第3項の規定に基づき延滞金を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害等の理由により償還すべき日までに貸付金を償還することができなかつたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、償還すべき日までに貸付金を償還することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(3) 条例第10条の規定に基づき貸付金の全部又は一部の償還を免除するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第11条第3項の規定に基づく延滞金の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞金の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月31日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第7条の規定は、平成20年度の初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与の申請から適用する。

附 則(平成22年10月22日規則第74号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に新たに貸付金の貸与を決定する者の貸付金の貸与及び償還について適用し、同日前に貸付金の貸与を決定した者の貸付金の貸与及び償還については、なお従前の例による。ただし、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第38号。以下この項において「一部改正条例」という。)附則第2項ただし書に規定する者にあつては、一部改正条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(平成19年高知県条例第7号)及びこの規則による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定により貸与した医師養成奨学貸付金並びに同日以後に一部改正条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例及び新規則の規定により貸与する医師養成奨学貸付金の償還については、新規則の規定を適用する。

附 則(平成25年12月27日規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則(次項において「新規則」という。)第18条の規定は、この規則の施行の日(同項において「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新規則第19条第3項(新規則第20条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務に係る期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務に係る期間の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月28日規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(同項において「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新規則の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

- 1 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域
- 2 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏の区域のうち、高知市及び南国市を除く区域

全部改正〔平成27年規則88号〕